

特定非営利活動法人みんなでつくる自然史博物館・香川 会員規程

第1条

- 1 定款第6条の正会員は18才以上の個人とする。
- 2 18才未満の者が定款第6条の準会員になろうとする時は、保護者の承諾を必要とする。

第2条

定款第8条による会費は、次の通りとする。

種別	会費
正会員	3,000円
準会員	2,000円
賛助会員	ブロンズ/10,000円・シルバー/30,000円・ゴールド/50,000円・プラチナ/100,000円

第3条

会費は、毎会計年度初めに納入しなければならない。

第4条

- 1 年の途中で入会の場合も年会費を納入するものとするが、10月1日以降の入会で会報が必要ない場合は正会員1500円、準会員1000円に減額する。
- 2 賛助会員として新たに入会した場合は、当該年度の会費を全額納入するものとする。
- 3 顧問に就任する者は、会費を免除する。

第5条

会費納入を忘れた会員に対する処置はつぎのとおりとする。

- (1) 7月末日までに当該年度の会費を納入しない場合には、翌月から機関誌等の配布など会員サービスを保留する。
- (2) 当該年度中に会費を納入しない場合は、定款第8条によって自然退会とする。

第6条

前条によって退会となった会員が、再び入会しようとする場合には、新規加入として扱うものとする。

第7条

正会員および準会員(以下会員と呼ぶ)と生計を共にする家族については会員とみなし、会員限定の企画等に参加できるものとする。

第8条

会員になろうとするものは様式1により入会申し込みを行うものとする。

第9条

この規程の変更は、総会の承認を必要とする。

附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。本規定施行により平成26年7月19日施行の旧規定は廃止する。